議案第９９号

久喜市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

（久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条　久喜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年久喜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

（久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条　久喜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成22年久喜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条に」、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（久喜市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条　久喜市職員の分限に関する条例（平成22年久喜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4　法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（久喜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条　久喜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年久喜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年久喜市条例第　号）第2条第4項若しくは第5項、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。））」を加える。

（久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条　久喜市職員の育児休業等に関する条例（平成22年久喜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3)　育児休業の承認の請求の時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（市規則で定める非常勤職員を除く。）

ア　引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ　育児休業に係る子が1歳6箇月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日)までに、任期(当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員

ウ　勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3　育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　次号及び第3号に掲げる場合以外の場合　育児休業に係る子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)

(2)　配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合(市規則で定める場合を除く。)　当該子が1歳2箇月に達する日又は市規則で定める日のいずれか早い日

(3)　非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日(前号に該当する場合にあっては、同号に定める日。以下この号において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合　当該子の1歳6箇月到達日

(育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合)

第2条の4　育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第3条に次の2号を加える。

(6)　第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当するこ

ととなったこと。

(7)　任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条の表第17条の8第1項の項を削る。

第19条中「育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1)　育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2)　部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。(以下同じ。)の承認の請求時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア　第2条第3号ア及びウに該当する非常勤職員

イ　1日の勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第20条に次の1項を加える。

3　非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1)　次号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員　当該非常勤職員の1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

(2)　労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1項に規定する育児時間を請求している非常勤職員　当該非常勤職員の1日の勤務時間から当該育児時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条　久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ただし書を削る。

別表児童指導員の項から内職相談員の項まで、就労支援相談員の項からおもちゃ図書館相談員の項まで、放課後児童クラブ指導員の項から地域子育て支援

センター相談員の項まで、休日夜間急患診療所の部嘱託薬剤師の項から嘱託事務員の項まで、保健事業推進員の項から後期高齢者医療保険料収納推進員の項まで、幼稚園園長の項から公民館の部まで及び社会教育指導員の項を削る。

（久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条　久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22年久喜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条の8第1項」を「第17条の8」に、「すべて」を「全て」に改める。

第13条中「第12条、第14条」を「前条、次条」に改める。

第15条中「第14条第2項」を「前条第2項」に改める。

第17条の4第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

第17条の8を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第17条の8　地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

（久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条　久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年久喜市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第5条　地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

（久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条　久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年久喜市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第14条第1項において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法28条の5第1項」に改める。

第14条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第14条　第4条から第5条まで、第5条の3、第8条の2及び第11条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2　第10条の規定は、任期が6箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

附　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

会計年度任用職員制度の導入にあたり、関係条例について所要の改正を行いたく、この案を提出するものであります。